

大阪府一般競争入札心得（委託役務関係）

平成17年6月24日策定
平成20年1月30日改正
平成20年4月 1日改正
平成21年8月18日改正
平成22年4月 1日改正
平成22年12月1日改正
平成23年4月 1日改正
平成25年1月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年1月 1日改正
平成27年7月28日改正
平成28年4月 1日改正
平成29年2月17日改正
令和元年8月26日改正
令和2年12月25日改正
令和7年 1月 6日改正

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が行う委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加者資格等)

第4条 入札参加者は、自治令第167条の6第1項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(調査資料の提出) ※低入札価格調査制度を適用する入札のみ該当

第5条 低入札価格調査制度を適用する入札において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日までに提出しなければならない。

- 2 調査資料は、入札説明書の規定及び入札説明事項の規定に従って作成し、提出しなければならない。
- 3 調査資料に基づき、大阪府総務部契約局競争入札審査会において、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査及び審査を行う。
- 4 大阪府総務部契約局競争入札審査会が前項の規定により調査及び審査を行った者以外の者が提出した調査資料は、落札決定後、予め定められた期間内に、当該入札参加者から返却の申出があった場合には、返却する。

(入札保証金等)

第6条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等^注が欠けるため契約を締結しない場合
- 注）配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札の方法)

第7条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵便による入札をするときは、定められた日時までに公告によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までには大阪府に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。
- 5 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を大阪府に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までには所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (11) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札
- (12) 調査資料を提出しない者が、低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた入札をした者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札において、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる入札をした者
- (3) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (4) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ② 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ③ 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度を採用した入札の場合においては、落札者は次のとおりとし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- (1) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合にあつては、大阪府は調査を行う（最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い調査を行う。）。調査の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき以外は、その者を落札者とし、その者を落札者としなるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を調査のうえ落札者とする。

（再度の入札）

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合においては、再度の入札は行わない。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 当初入札において第12条第1号から第3号まで及び第7号から第12号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 当初入札において第12条第13号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの
- (3) 当初入札において第13条第3号から第5号までに該当した者

（契約保証金等）

第16条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

- (1) 大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類（知事が競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示に掲げる契約の種類）及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約の締結等）

第17条 契約書を作成する場合においては、落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を落札決定後速やかに提出するとともに、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める誓約書及び契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条第4号①又は③に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条第4号②に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前3項の規定により契約を締結、第6条第2項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立）

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第19条 入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第20条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

- 1 平成26年1月1日以降の公告で平成26年3月31日までに委託業務の履行を完了するものについては、
なお、平成25年4月1日改正版によるものとする。